

使用済小型家電を回収します。



使用済の
小型家電は
大切な資源です。

ご家庭の電気や電池で動く小型の電化製品(小型家電)には、
貴金属、レアメタルといった有用な金属が含まれています。
これらを資源としてリサイクルするため、
使用済小型家電の回収にご協力ください。

回収方法

市役所や協力店舗等14箇所[※]に回収ボックスを
設置して回収します(回収場所は裏面をご参照ください)。

回収開始時期

平成26年11月4日から回収を開始します。

回収する 小型家電の大きさ

回収ボックスの投入口「**たて20cm×よこ40cm**」に入る
小型家電が対象です。

回収品目の例

たて20cm×よこ40cm
に入るもの

回収ボックスに入らない小型
家電は、お手数をお掛けいたし
ますが、お持ち帰りください。

- 電話機
- ファックス
- ラジオ



- 携帯電話(下記の注意欄参照)
- PHS



- ゲーム機
- 電子辞書
- 電卓



- 映像用機器
(DVDプレーヤー、チューナー等)



- 音響機器
(デジタルオーディオプレーヤー、
CD/MDプレーヤー、ICレコーダー等)



- 理容用機器
(ヘアドライヤー、電気カミソリ等)



- 電子時計及び電気時計
- 懐中電灯
- 電子血圧計
- 電子体温計



- 補助記憶装置
(USBメモリー、メモリーカード等)



- カー用品
(カーナビ、ETC車載ユニット等)



- その他付属品
(ACアダプター、リモコン、ケーブル等)



- パソコン(下記の注意欄参照)



但し、家電リサイクル法対象機器(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)、電球、蛍光灯は回収できません。



**ご注意
ください!**

- 個人情報が含まれるものは、あらかじめデータを削除してください。
- 一度回収ボックスに投入されたものは、原則返却できませんのでくれぐれもご注意ください。
- 乾電池、ボタン電池、バッテリーは外して出してください。
- 取り外しされた電池類は、回収ボックスに備え付けの電池回収容器に分別して入れてください。
- PCリサイクルマークの付いたパソコンは、費用のご負担無く、製造業者の回収ルートで処理できます。
- 携帯電話については、本市の回収以外にも各携帯電話事業者の店頭回収がご利用できます。
- 今までどおり、本市の小型破碎ごみで出せるものは、ごみステーションに出すことができます。

●回収ボックス設置場所…裏面をご覧ください。

お問い合わせ先



鳥取市廃棄物対策課 TEL0857-30-8091



回収ボックス設置場所

本市回収場所 (所在地・電話番号)

回収時間は各回収場所の開庁時間 (営業時間) です。



回収場所		所在地	電話番号
鳥取市役所	本庁舎	幸町71	0857-30-8091
	駅南庁舎	富安2丁目138-4	
	国府町総合支所	国府町宮下1221	0857-39-0557
	福部町総合支所	福部町細川668	0857-75-2812
	河原町総合支所	河原町渡一木277	0858-76-3113
	用瀬町総合支所	用瀬町用瀬832	0858-87-3783
	佐治町総合支所	佐治町加瀬木2519-3	0858-88-0213
	気高町総合支所	気高町浜村282-1	0857-82-3170
	鹿野町総合支所	鹿野町鹿野1517	0857-84-2013
	青谷町総合支所	青谷町青谷667	0857-85-0012
学習・交流センター鳥取 (湖山西小学校横)		湖山町西1丁目512番地	0857-31-3253
イオン鳥取店		天神町1	0857-21-2555
イオン鳥取北店		晩稲348	0857-38-3300
イオン津ノ井店		若葉台北6丁目1	0857-52-6999

その他

- 個人情報保護のため、回収ボックスに携帯電話の破砕器 (手動) を備え付けております。使用方法等は排出時にご相談ください。
- 家電リサイクル法対象機器 (エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機) につきましては、購入や買い換えをされた家電小売業者に引き取りを依頼してください (引き取りは有料です)。
- 大型ごみに区分される電化製品につきましては、従来どおり、本市大型ごみ受付センターで処理を依頼されるか、本市一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を依頼してください。

なお、市民の皆様から回収しました使用済小型家電は、国の認定を受けた認定事業者へ引き渡した後、その認定事業者により有用金属 (鉄、アルミ、金、銀、銅等) のリサイクルが適正に行われます。